

令和6年度第1回ふじのくに医療勤務環境改善支援センター 運営協議会議事録要旨

【開会】

<奈良会長挨拶>

今年度から、新しく会長に就任した。4月から医師の働き方改革の法律が施行された。休日夜間急患センターの宿日直許可に関する話も色々と聞いている。圏域によっては、2次救急の輪番体制に影響が出ているという話も出ている。また、周産期及び小児科においても宿日直許可の制限や不許可の話を聞いている。本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきつつ、皆様と情報を共有して、今後の医療勤務環境の改善に努めて参りたいと思っている。

<松山委員挨拶>

新たに委員に指名していただき感謝する。医師の働き方改革が今年から始まったが、周産期母子医療センター、小児科、産婦人科の医師不足が問題である。また、働き方改革を進める上で当直の回数の縮小等色々と工夫を重ねてなんとか対応を進めている状況である。

<小崎委員挨拶>

今年度から、新しく委員に就任した。昨年度までは、浜松の労働基準監督署にて勤務していた。

【議題】

(1) 報告事項

(資料1により事務局から説明)

「県内病院及び有床診療所の状況（医師の時間外労働上限規制関係）」（資料1）

<事務局（静岡県地域医療課 伊藤室長）>

資料について説明。

(2) 協議事項

(資料2、資料3により事務局から説明)

「令和6年度医療勤務環境改善の重点取組」（資料2）

<事務局（静岡県地域医療課 伊藤室長）>

（P5）今年度の重点取組としては3点ある。1点目は監督指導後の指摘等への対応である。厚生労働省が都道府県あてに通知した内容（P13）によると、令和6年4月1日以降、労働基準監督署における医療機関に対する、監督指導において、面接指導等の立入検査項目となっている追加的健康確保措置の実施状況に不備が認められた場合には、「追加的健康確保措置の改善に関する医療勤務環境改善支援センターの利用について（P15）」を医療機関に交付し、勤務環境改善支援センターに相談の上、当該事項の改善に向けた支援を受けるよう勧奨することとされた。（P14）都道府県の勤務環境改善担当部門は都道府県労働局等の関係機関の実務者による連絡調整会議等を通じて勤務環境改善支援センターから情報を把握するよう務め、必要な改善が行われるまで、同センターと連携し必要な支援を行う。また、県は、適宜連絡調整会議を開催し、情報を共有するとともに、関係者と連

携し、医療機関における改善の取組を支援する。（P 5）長時間労働医師がいる医療機関の勤務環境改善の支援である。（P 16）勤務環境改善関係の概要になるが、令和6年度からの医師の時間外労働時間上限規制の適用開始を受けて、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善等に対する支援を行う。具体的な内容としては、年通算の時間外休日労働時間が720時間を超える医師がいる等の対象医療機関に対し、医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善にかかる経費を助成するもの。また、年通算の時間外休日労働時間が720時間を超える医師があり、医師労働時間短縮計画に基づく取り組みを行う等の医療機関に医師派遣を行う医療機関、同医療機関から医師派遣を受けている医療機関に対し、それぞれ、医師派遣にかかる逸失利益、医師派遣受け入れにかかる経費を助成するものである。令和6年度当初予算額は11億6200万円になる。特定労務管理対象機関以外のいわゆるA水準医療機関は医師労働時間短縮計画の策定が義務にはなっていないが、補助金を活用し、長時間労働医師がいる医療機関の勤務環境改善を推進していく。2点目は、勤務環境改善センター、アドバイザー派遣による医師労働時間短縮計画等策定支援である。先ほどの補助金の活用と合わせて、アドバイザーの派遣により計画の策定を支援していく。3点目は、医療勤務環境改善計画の策定支援である。（P 21）昨年度末に策定した保健医療計画における、医療勤務環境改善支援センター該当事項である。数値目標としては、すべての医療機関での策定が目標となっている。現状値としては、62病院となっているが、最新の令和5年度の目標値は72病院となっている。この目標達成に向けて、勤務環境改善支援センターによるアドバイザー派遣等により計画策定を支援していく。

「令和6年度勤改センター活動スケジュール」（資料3）

（P 6）令和6年度勤改センターのスケジュールである。年間を通じて、医療機関からの依頼によるアドバイザー派遣を実施している。また、アドバイザーの連携を図るための会議を年3回、資質向上のための研修会を年2回開催。（P 19、P 20）県、勤改センター、国の研修会である。

（質疑及び意見①）

＜毛利委員＞

時間外上限規制はなかなか厳しいものがある。令和5年度の実績として時間外がオーバーしている医療機関で、特例水準指定病院でないところは県からも働きかけていく必要がある。

＜事務局（静岡県地域医療課 松林課長）＞

医師数等調査のヒアリングなど、病院に対して状況の確認を行っており、病院に対して支援をしていく。また、管理者に対しても理解を深めていただく。

（質疑及び意見②）

＜毛利委員＞

アドバイザーの派遣実績が少ないように感じる。医師の働き方改革が始まった中で、現在の件数は少ないように感じる。

＜静岡県病院協会 高橋局長＞

2次救急を扱っている病院に対して、特定労務管理対象機関でないところには、定期的にアドバイザーから架電をしている。今年度は、週に1度、アドバイザーが病院協会に在中して、集中的に各病

院に電話をかけ、状況確認を行っており、特に2次、3次の救急医療機関で、特定労務管理対象機関になつてない病院の状況確認は重点的に実施している。アドバイザーが訪問による支援を勧めても、支援は不要と回答する病院も多く、なかなかアドバイザーの訪問に繋がらない。この判断が、担当者レベルなのか、管理者レベルなのかは不明である。引き続き粘り強く対応していく。

(質疑及び意見③)

<松山委員>

浜松医科大学医学部附属病院では、3年ほど前から勤怠管理を進めてきたが、はじめは時間外勤務とは何かというところから始まった。医師の働き方改革を進める上で、医師の認識を変えていくことが必要である。個人個別の主治医制からチーム医療への転換や、家にいながら患者の状況チェックを図るなど、働き方を変えていった。最近では、1か月に80時間以上働く人は10人程度しかおらず、主に若手である。ここで、疑問なのが、他病院で年960時間を超過する医師はどのような人であるか興味がある。また、働き方改革を進めていく上で、患者の意識改革を図っていく必要もある。

(質疑及び意見④)

<松井委員>

県補助事業の今年度実績はどうなっているか。また、この補助事業ではどのように勤務環境を改善していくのか。

<事務局（静岡県地域医療課 伊藤室長）>

区分IVに関しては8病院、区分VIに関しては10病院から、事業計画を受け付けている。区分IVについては、医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づいて勤務環境改善に取り組む医療機関の事業に対して補助するものである。区分VIについては、医師労働時間短縮計画に基づく事業に対して補助するものである。

(質疑及び意見⑤)

<松井委員>

医師の働き方改革において、タスク・シフト／シェアが進められていく中で、特定行為が重要になってくると考えられる。この流れが進んでいくと、看護師の負担が増加していくために、病院全体で働き方改革を進めていく必要がある。

<事務局（静岡県地域医療課 伊藤室長）>

県としても、特定行為研修に関しては重点的に補助金等で支援していく。また、看護補助者確保に向けて、今年度から看護協会と取り組んでいく。

<奈良会長>

看護補助者だけでなく、臨床工学技士や臨床放射線技師、あるいは救急救命士などいろいろな職種が絡んでくると思われる。

<松山委員>

奈良委員の指摘のとおり、今後は多職種が連携していく必要がある。当院でも、特定行為研修看護

師の要請に力を入れており、今後も増やしていきたい。

(質疑及び意見⑥)

<近藤委員>

アドバイザーとして、最近病院に訪問した際に変形労働時間制を理解していない病院があった。宿日直許可が取得できなかった場合に一つの方策となるので、研修会などで取り上げてほしい。

<事務局（静岡県病院協会 高橋局長）>

近藤委員の御意見を基に、研修会で取り上げていきたい。

(質疑及び意見⑦)

<小崎委員>

年960時間を超える医師のいる医療機関で特例水準指定病院でない医療機関は、どのようにして960時間以内に抑えるかが問題である。また、現状今年度に入って宿日直許可の申請件数が大幅に増えたという報告は聞いていない。

(質疑及び意見⑧)

<毛利委員>

時間外を減らすことは病院にとっては非常に難しい。病院長や事業管理者がどういう認識をもっているのかが最も重要である。

<松山委員>

勤怠管理の方法が重要である。時間外勤務時間であるかどうか、管理職に管理を徹底させ、医師個人にも理解してもらうことが必要。

<小崎委員>

どのような労務管理を行っているのかは非常に重要である。労働基準監督署が立入調査をしたときにもどのように労務管理を確認することは重要なポイントである。

【閉会】

<奈良会長>

今後は医療従事者という概念がかなり変わってくると思われる。様々な職種が病院にいることから、それらを含め、話をすることに将来なってくることを念頭に、今後考えていく必要がある。

<事務局（静岡県地域医療課 伊藤室長）>

次回、令和6年度第2回運営協議会は2月開催を予定。